

水郷まるしえ出店要項

1 募集の目的

土浦市霞ヶ浦総合公園風車前広場等で開催する水郷まるしえ及びイベント（主催：一般財団法人土浦市産業文化事業 霞ヶ浦総合公園管理事務所）の会場内におけるオープンスペースを活用し、土浦を元気にすべく霞ヶ浦総合公園の魅力づくりの一環として、移動販売車又はテントを利用して飲食物及び物品販売等の提供を行い、これまで推進してきた市民の憩いの場としての〈利用者の利便の向上及びにぎわい創出〉をさらに高めることを目的とします。

2 募集概要

水郷まるしえ並びにイベントにおいて事務局として管理運営を行う当土浦市産業文化事業団では、土浦市霞ヶ浦総合公園内の会場において、移動販売車又はテントを利用して飲食物及び物品販売等の提供を行う出店者を募集します。

(1) 出店場所及び区画

土浦市霞ヶ浦総合公園オランダ型風車前広場等

※出店区画は当事業団の指定する場所に限りません。

(2) 出店資格

①出店者は、土浦市在住又は在勤若しくは周辺地域で営業している個人又は法人若しくは任意団体及び店舗を構える者。

ただし、別途当事業団で認められた場合はこの限りではありません。

②次の項目に掲げる業種及び者は出店することが出来ません。

* 未成年者

* 破産者であって復権していない者

* 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者若しくはその繋がりがあるとされる者

* 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

* 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴されたもので判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者

* 社会問題を起こしている業種又は者

* 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続の申立てがなされている事業者及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更正手続の申立てがなされている事業者

* 市税を滞納している者（他市に在住する者は居住地の税とする。）

* 法令に違反している者

* 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者

* 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされない者

* 前各号に掲げるもののほか、事業団理事長が不相当と認める業種及び者

③次に掲げる飲食物等は、販売できません。

* 公序良俗に反する商品又は法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品若しくはサービスを提供するもの

* 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれがあるもの

* 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

* 青少年の保護及び健全な育成の観点から適切でないもの

* 前4号に掲げるもののほか、事業団が不適切と判断した商品

(3) 申請方法（手続きの流れ）

①出店しようとする1ヶ月前に申請して下さい

②出店申請書の提出

③以下の書類（写し）の提出

- ・ 営業許可書
- ・ 資格等の証明書
- ・ 経営状況及び出店実績
- ・ 市区町村の発行する納税証明書
- ・ 身分証明書

④出店における遵守事項の覚書への署名・押印した書類の提出

⑤出店場所及び出店面積のわかる図面

【審査→水郷まるしえ他イベント等の出店許可】

(4) 出店者の選考方法

提出された経営状況、出店実績・条件等を審査の上、決定します。選考結果の審査等に関する問い合わせについては、一切応じられませんのでご了承ください。

(5) 出店者は、次の各号に掲げる事項を厳守して下さい。

* 指定場所以外での販売を行わないこと。

* 販売時間及び区画を遵守すること。

* 出店場所及び周辺の美化に努めること。

* 必要以上の営利目的となる広告物等の設置を行わないこと。

* 保健所の許可が必要な商品を販売する場合は、事前に出店者の責任で申請し、その許可書の写しを提出すること。

* 食品販売の場合は、食品衛生法等の規定及び基準を守り、適正に販売すること。

* 飲食販売の場合は、ごみ袋等を周辺に設置し、すべて持ち帰ること。

* 火気を使用する場合は、周辺の安全対策と火災防止に努めること。

- *販売する商品等は、適正な表示を行い、価格を明示すること。
- *申請書記載以外の商品等を販売しないこと。
- *出店権利の第三者譲渡及び貸与をしないこと。
- *プロパンガス及び発電機等を使用する場合には、法令に定める安全基準を遵守すること。
- *危険物等を持ち込まないこと。
- *搬入及び搬出時は、公園利用者の安全に配慮すること。
- *公園内の施設及び工作物、設備等を損傷し、損害を与えないこと。なお、損傷した時は、速やかに報告し、原状復帰すること。
- *出店及び販売内容等にクレーム等があった場合、又は事故等が発生した場合は、速やかに事業団に連絡し、指示を仰ぐとともに事後処理に当たること。
- *他人に迷惑又は危害を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
- *市及び事業団主催のイベント及び企画等への参加及び協力に努めること。
- *その他前各号に掲げるもののほか、事業団理事長が必要と認める事項を遵守すること。

(6) 営業時間

水郷まるしえ

毎月第2日曜日

午前9時30分から午後3時00分

季節により変動

小雨決行（荒天・強風などの場合中止）

※原則として水郷まるしえ営業時間とします。ただし、状況により変更（短縮、延長等）は可能とします。

移動販売車の出店

出店時間は、おおむね午前9時から日没までとする。ただし、季節、夜の催事等により変更する。

また、各種イベントについては、企画により決定いたします。

(7) 出店料について

①出店料

[平日] 500円／1日

[土日・祝日] 1,000円／1日

②支払い方法

毎回出店ごとにネイチャーセンター管理事務所に現金にてお支払いください。

ネイチャーセンターが休館の場合は、次回出店のときに前回の分も合わせてお支払いください。

(8) 備品及び電源の使用について

- ①販売に関する備品に関しては原則出店者側ですべて用意してください
- ②電源に関しては、所定のコンセントボックスを使用してください。ただし、延長ケーブル等必要な機材は出店者側で用意してください。なお、電気の使用可能容量には限度があるため容量に注意し、ブレーカーが落ちないように各店舗が協力して必要最低限の使用を心掛けてください。

(9) その他留意事項

- *販売品は、衛生的に取り扱ってください。
- *食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合があります。
- *販売品についての事故や苦情は、原則として出店者の責任とし、迅速な対応を行うようお願いいたします。
- *出店者が当事業団の運営方針に反する行為を行った時は、出店を停止させることがあります。
- *出店者が虚偽の申請をした場合は、出店を停止させることがあります。
- *出店者は、出店者許可登録後、出店依頼に対し常時出店できるよう努めてください。
- *出店権利の第三者譲渡・貸与は禁止します。出店者は当事業団より提供されたキッチンカー設置スペースを、有償・無償に関わらず、第三者に譲渡・貸与及び出店者同士で交換することはできません。
- *法令の改正、行政の指導等により出店場所の変更等をしていただくことがあります。
- *営業車両の公園内への進入において、車両が舗装他公園を破損・損傷させないように留意するものとし、破損・損傷させた場合は、直ちに当事業団にその旨を報告し、営業者の負担において原形に復するものとする。
- *出店者の搬入・搬出は出店者各自で行ってください。
- *キッチンカーの破損、紛失等について、当事業団は一切責任を負いません。
- *販売終了後は、設置前と同じ状況（現状復帰）へ戻してください。
- *出店者により出た排水は、各出店者でお持ち帰りください。
- *出店者は、販売中必ずゴミ箱を設置し、販売後はお持ち帰りください。
- *営業中のBGM使用は認めますが、音量に留意し、また、公序良俗に反するもの等の音源の使用はご遠慮願います。
- *拾得物については、原則として所轄の警察署に届けることとします。

3 お問い合わせ（月曜日を除く8：30～17：15まで）

- *一般財団法人 土浦市産業文化事業団
霞ヶ浦総合公園管理事務所
〒300-0835 茨城県土浦市大岩田580番地
TEL&FAX:029-824-0880 e-mail: suigotennis@bz04.plala.or.jp

出店における遵守事項の覚書

- 1 指定場所以外での販売を行わないこと。
- 2 販売時間及び区画を遵守すること。
- 3 出店場所及び周辺の美化に努めること。
- 4 必要以上の営利目的となる広告物等の設置を行わないこと。
- 5 保健所の許可が必要な商品を販売する場合は、事前に出店者の責任で申請し、その許可書の写しを提出すること。
- 6 食品販売の場合は、食品衛生法等の規定及び基準を守り適正に販売すること。
- 7 飲食販売の場合は、ごみ袋等を周辺に設置し、すべて持ち帰ること。
- 8 火気を使用する場合は、周辺の安全対策と火災防止に努めること。
- 9 販売する商品等は、適正な表示を行い、価格を明示すること。
- 1 0 申請書記載以外の商品等を販売しないこと。
- 1 1 出店権利の第三者譲渡及び貸与をしないこと。
- 1 2 プロパンガス及び発電機等を使用する場合には、法令に定める安全基準を遵守すること。
- 1 3 危険物等を持ち込まないこと。
- 1 4 搬入及び搬出時は、公園利用者の安全に配慮すること。
- 1 5 公園内の施設及び工作物、設備等を損傷し、損害を与えないこと。
なお、損傷した時は、速やかに報告し、原状復帰すること。
- 1 6 出店及び販売内容等にクレーム等があった場合又は事故等が発生した場合は、速やかに事業団に連絡し、指示を仰ぐとともに事後処理に当たること。
- 1 7 他人に迷惑又は危害を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
- 1 8 市及び事業団主催のイベント及び企画等への参加及び協力に努めること。
- 1 9 その他前各号に掲げるもののほか、事業団理事長が必要と認める事項を遵守すること。

出店について、以上の事項を遵守します。

平成 年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名

⑩